

資料

模範議会2015—記録と資料

岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡・手塚崇聡

Model Parliament Project 2015 : Records and Materials

OKADA Junta

IWAKIRI Daichi

OBAYASHI Keigo

YOKODAIDO Satoshi

TEZUKA Takatoshi

はじめに

本稿は、2014年度秋学期から2015年度春学期にかけて白鷗大学法学部、立正大学法学部及び慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス(SFC)の学生によって実施されたプロジェクト「模範議会2015」⁽¹⁾の概要とその際用いられた資料を紹介するものである。

(1) これまで実施された模範議会の記録については、岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡・手塚崇聡「模範議会2014—記録と資料」白鷗大学論集30巻2号(2016年)227-279頁、同「模範議会2013—記録と資料」白鷗大学論集29巻1・2合併号(2015年)333-392頁、同「模範議会2012—記録と資料」白鷗大学論集28巻1号(2013年)377-434頁、岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡「模範議会2011—記録と資料」白鷗大学論集27巻1号(2012年)353-414頁、岡田順太「模範議会2010—記録と資料」白鷗大学論集26巻1号(2011年)391-431

一、模範議会2015実施の概要

模範議会プロジェクトは、法学教育の一環として、法案作成・審議といった立法作業の模擬体験を通じて、法への理解を深めていくことを目指している。まず、法案作成については、白鷗大学法学部の専門ゼミナールⅠ（岡田研究会）、立正大学法学部の憲法ゼミナール（岩切研究会）及びSFC「リーガル・ワークショップ」の履修者が4つのグループに分かれて作業を進め、学期末に行われた専門家（本稿執筆者）及び履修者全員の投票において最高得点を得た「独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案」が模範議会2015の課題法案となった。この法案をもとに、白鷗大・立正大・SFCの学生による参議院内の施設を借りての模擬国会（プレ模範議会）が行われた⁽²⁾。

新学期に入り企画運営者の新規募集が行われ、新たな学生たちが法案を引き継ぎ、グループワークによって法案についての様々な調査・検討を重ねて、ロールプレイ方式による法案審議を行うこととなった。模擬委員会審議の後、SFC「憲法（統治）」履修者全員による投票（模擬本会議）の結果、法案は否決されるに至った。

今回紹介するのは、その一環として作成された資料の一部であるが、例年の模範議会に準じた内容の資料や簡単な資料は掲載を省略し、必要な程度の掲載にとどめている⁽³⁾（また、個人名等は削除した⁽⁴⁾）。

頁を参照。例年と基本的な実施方法に変わりはないので、詳細な説明は割愛する。なお、法案作成作業も含めた法学教育の構築に関する研究として、岡田順太・横大道聡「法学教育における能動的学修プログラムの開発—模擬国会を用いた臨床法学教育の試み」白鷗大学法政策研究所年報8号（2015年）23-84頁

(2) <http://web.sfc.keio.ac.jp/junta/pub/gikai/150105gikai/index.html>

(3) 具体的には、③委員会座席表、④役割分担表、⑤委員長用台本、⑩附帯決議に対する政府発言、⑫議長用台本である。同上のWebページに省略した資料が掲載されている（2016年7月12日現在）。

(4) なお、模範議会2015は、平成27年度公益財団法人日本教育公務員弘済会日教弘本部奨励金対象事業「模擬国会を利用した法教育の研究—参議院特別体験プログラムを活用した能動的学修教材の開発」の一環としても実施された。

二、資料の内容

(1) 全体で共通の資料

法案(①)は、前年度に学生が作成したものである。内容については後述するほか、想定問答集の部分に詳しいので、そちらを参照してもらいたい。議会審議は、委員会部分と本会議部分とで構成される。全体の進行表(②)で示される通りである。

(2) 委員会用資料

委員会審議は、概ね趣旨説明→質疑→討論→採決の順に進められる。本法案の趣旨説明は提出者である政府を代表して文部科学大臣が行う(⑥)。法案審査の中心となるのが質疑であるが、質疑での質問項目は各会派が法案への賛否の態度を踏まえて作成し、事前に答弁者役の学生に通告され、答弁が用意される。それらは質疑答弁集(⑦)としてまとめられている。

(3) 本会議用資料

本会議は、委員会に比べると短時間で終了する。まず、委員長役の学生が、委員会審議の経過と結果を報告し(⑬)、討論演説(⑭～⑱)を経て採決に入る。

三、課題法案の解説⁵⁾

(1) 法案の概要について

今回の課題法案である「独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案」は、日本学生支援機構による学資貸与制度を廃止し、これに代わる給付制度を創設しようとするものである。

近年の経済情勢の影響や大学進学率の上昇により、独立行政法人日本学生支援機構(以下、「機構」という。)の奨学資金新規採用者は増加の一面を辿っている。その一方で、大学等を卒業した後、奨学金を返還しなくても返還できない者が増加していることが大きな社会問題となりつつあ

(5) 本プロジェクトは、法案内容に対する賛否を示すことを目的とするものではないことを改めて確認しておく。

る⁽⁶⁾。

そこで、独立行政法人日本学生支援機構法（以下、「機構法」という。）を改正し、「意欲のある優れた学生等であって経済的理由により就学に困難がある者に対する学資金を給付し、憲法上の教育を受ける権利を実質的に保障するため、機構が行う従前の学資金貸与業務を廃止し、学資金給付制度を創設する」のが、本法律案の提出理由である。

法律案の概要としては、第一に、機構による奨学金事業の在り方を「学生支援」から本来の「育英」に戻し、有利子貸与奨学金制度を廃止し、無利子貸与奨学金を給付型の奨学金に改めることとする。第二に、学習意欲と能力がありながら経済的理由で進学が困難な者が対象となるよう、奨学金の給付基準として学力基準と家計基準を定めることとする。第三に、従前の貸与奨学金の支給対象者については、引き続き返還義務を負うとともに、返済が滞った場合でも延滞金を請求しないこととするほか所要の措置を講ずることとする。

奨学金の財源を希望者に可能な限り用いるのではなく、一定の成績を修めた者に限定することで、給費制の奨学金を実現しようとするのである。

（2）日本学生支援機構について

機構は、「教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他」の事業を行うことにより、「我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする」（機構法3条）組織である。そうした目的を達成するために、①奨学金事業、②学生生活支援事業、③留学生交流支援事業を担っている。

奨学金（貸与）事業は、従来、主に特殊法人である日本育英会が担っていたが、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月閣議決定）の一環とし

(6) 小林雅之『進学格差—深刻化する教育費負担』（筑摩書房、2008年）、奨学金問題対策全国会議編『日本の奨学金はこれでいいのか！—奨学金という名の貧困ビジネス』（あけび書房、2013年）、山野良一『子どもに貧困を押しつける国・日本』（光文社、2014年）など参照。

て、日本育英会の事業について「より効率的・合理的なスキームへの見直し」を行い、「無利子資金の大学院生返還免除職制度は廃止し、若手研究者を対象とした競争的資金の拡充等別途の政策的手段により対応する」などとし、その組織については、「廃止した上で国の学生支援業務と統合し、新たに学生支援業務を総合的に実施する独立行政法人を設置する」との方針が示された。そして、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月閣議決定）による留学生関係法人との整理・統合も含めて、2004年4月に学生支援の中核的機関（ナショナルセンター）として、機構が設立された。

これらの事業にかかる予算規模は急速に拡大しており、2004年度に7213億円であった予算規模が、2016年度は1兆1355億円とおよそ1.5倍に膨らんでいる。他方、一般事務費等として交付されている運営費交付金⁽⁷⁾は、2004年度の約230億円に対し、2016年度が約132億円と年々削減されている。また、常勤職員数は、2004年度の499人に対し、2015年度は487人と、予算規模の拡大にもかかわらず全体として抑制傾向にある。また、予算のほとんどが奨学金事業に関するものであり、2016年度で1兆944億円となっている。現在、平均給与の減少や大学の授業料等の高止まり、景気低迷などを背景に奨学金の需要はますます高まっており、大学生の2.6人に1人が機構の奨学金を利用している。また、18歳人口の減少にもかかわらず、大学と短大を合わせた進学率が、1992年度38.9%であったのに対して、2015年度56.5%と上昇しているため、奨学金受給率も右肩上がりの状況にある。

教育基本法16条4項は、国及び地方公共団体に対して「必要な財政上の措置」を講じる義務を課しているが、国と機構との財政上の関係としては、機構の借入れ分と国からの補助金とがある。借入れ分としては、無利子（第1種）奨学金の財源として一般会計からの無利息の借入金（機構法22条1項）が908億円、有利子（第2種）奨学金の財源として財政融資資金（機

(7) 機構が継承した業務及び事業にかかる経費、人件費及び管理費の一部に充てるための費用である。

構法19条1項)が7944億円となっている。また、補助金については、機構法23条で、「政府は、・・・機構に対し、・・・学資の貸与に係る業務に要する経費の一部を補助することができる」とされており、機構の2016年度予算では、利子補給金約54億円⁽⁸⁾、国庫補助金約153億円⁽⁹⁾、運営費交付金約132億円である。

(3) 奨学金貸与事業の発足と拡充

機構の前身である日本育英会のような国家的育英制度が創設される動きが起こったのは1942年頃からであって、「育英事業は、明治以来の近代学校教育制度の長足の進歩と拡充ともかかわらず、久しい間、民間有志の団体等、各種の団体によって行なわれていたにとどまり、その団体数も、時代とともに次第に増加してきたとはいえ、給費、貸費の状況も、上記の程度であって、育英事業に対する社会の要求に応ずるには、なお足りない状態であった」⁽¹⁰⁾とされる。

日本育英会は、「優秀なる学徒に対して経済的理由により就学困難なるものに対し、学資の貸与その他これが育英上必要なる業務を行い、もって国家有用の人材を育成することを目的」として、1943年10月に財団法人として発足し、次いで1944年4月に大日本育英会法（昭和19年法律30号）に基づく特殊法人として成立し、1953年8月に日本育英会へと名称変更するに至る。設立の検討段階においては、給与制の導入も検討されたが⁽¹¹⁾、結局、文部省から大蔵省に提出された「昭和18年度第二予備金支出要求書」（昭和18年5月12日）には、当初の文部省案などに見られた一部給費の考え方は全く見当たらない⁽¹²⁾。

(8) 有利子奨学金は、在学中無利子となるため、その分の金利負担が必要になる。また、貸与利率上限が3%と定められており（機構法14条4項、同法施行令2条1項）、財政融資資金等からの借入れの利率が3%を超える部分についても金利負担を要する。その収支差を利子補給金で補っている。

(9) 死亡等による返還免除や回収不能債権の償却等の財源となる。

(10) 日本育英会『日本育英会30年史』（日本育英会、1974年）8頁。明治初年には国家的育英制度の構想は実在したが、特殊な目的をもつ官費生制度（軍関係、師範学校など）のほかは、実現には至らなかった（同上5頁）。

(11) 堂前幸子「わが国の奨学金制度」レファレンス506号（1993年）50-51頁。

終戦に伴う社会・経済状況の混乱と教育制度の改正などにより、高等教育への事業重点化、採用人数の激増、新学制に伴う奨学生制度の新設、政府一般会計からの無利子借入れによる資金調達といった事業の変化につながるが、そうした戦後約10年にわたる対応がその後の事業運営のあり方を確定することになる。

大日本育英会は、教育の機会均等を事業の柱にしつつ、かたわらで特定分野における優秀な人材確保のための返還免除制度を設けることになる⁽¹³⁾。ただ、これは、「給費制の一種の換骨奪胎ともいべきものであるが、本会創立当時の基本構想の中では全く考えられなかったことで、返還金を回転運用するという、資金運転のたてまえから言うと、重大な問題であった⁽¹⁴⁾と評される。最大の問題は、この返還免除制度が法的裏づけを欠いていた点にある。

そこで、1953年法改正により日本育英会法へと改められた際、返還免除制度が法律に明記された。法改正の検討段階では、1948年の学徒厚生審議会の答申及び1949年の育英制度調査会の意見書に基づき給費制度を導入することも検討されていたが、研究を要する問題として省かれている⁽¹⁵⁾。

高度経済成長期に入り社会が安定し、また、新学制に基づく奨学生が主流になることと相まって、「特別貸与奨学生制度」という日本育英会史上、画期的な制度が新設される⁽¹⁶⁾。このうち大学進学者を対象とした「大学特別奨学生」制度は1961年から開始され、客観的に数値化された全国共通の学力・素養基準と家計基準により推薦者を決め、さらに全国统一試験を課すものとされていた。これは、一般貸与に比べて貸与額が高額であるにもかかわらず、一般貸与額相当を返還すれば残りの額が免除されるという

(12) 日本育英会・前掲注0015頁。

(13) 大日本育英会では、義務教育教員の人材育成のための教育奨学生制度、旧制の大学院特別研究生制度を継承した大学院研究奨学生制度、新制大学院対象の特別奨学生制度があった。

(14) 日本育英会・前掲注0080頁。

(15) 同上83-85頁。

(16) 堂前・前掲注1152頁。

仕組みであり、特に優秀にして、かつ経済的理由により著しく就学困難な者が「安んじて勉学できるよう援助する」⁽¹⁷⁾仕組みであった。ただ、この制度は当初高校段階での予約採用が原則とされていたため、他の学生との質的不均衡が問題とされ、「一種のエリート意識」の弊害が指摘されるようになり、10年ほどで制度の変更を余儀なくされる⁽¹⁸⁾。

とはいえ、経済成長も手伝って、全体として奨学金制度は質量ともに拡充し、社会連帯の仕組みとして広く支持されるようになっていったといえるだろう。

(4) 奨学金貸与事業の転換点

ところが、大学進学率の上昇と「増税なき財政再建」の要請から、従来の方針が1984年の法改正により大きく転換する⁽¹⁹⁾。その契機となるのが1983年の第二次臨時行政調査会における「行政改革にかかる第5次答申」(最終答申)である。そこでは、「国民の創造的活力を将来にわたって維持発展させるため、学校、家庭及び社会が適切な責任分担の下で協力・連携し、個人の生涯の各段階においてそれぞれの能力と自主的努力に応じた適切な教育が受けられるようにする必要がある」との基本的考え方のもと、「奨学金の有利子制度への転換と量的拡充」を示している⁽²⁰⁾。これを受けて、「臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について」(昭和58年5月24日)が閣議決定され、答申を「最大限に尊重しつつ、所要の改革を着実に推進する」旨の政府方針が決定され、その方針に沿うかたちで、文部省の育英奨学事業に関する調査研究会の報告が取りまとめられる⁽²¹⁾。

(17) 日本育英会・前掲注⑩307頁。

(18) 同上134-135頁。

(19) 法改正の背景と経緯については、堂前・前掲注⑪54-56頁。経済事情としては、第一次オイルショックによる1974年度からの大幅な税収不足があり、1980年には当時の大蔵省主計局が『歳出百科』(大蔵省印刷局)において有利子奨学金の導入や返還免除制度の見直しを示唆している。

(20) 国立社会保障・人口問題研究所『日本社会保障資料Ⅳ(1980-2000)』(国立社会保障・人口問題研究所、2005年)246-247頁。

(21) 文部省大学局学生課「育英奨学事業に関する調査研究会の報告について(文部省のまど)」文部時報1275号(1983年)80-86頁。

1984年に国会に提出された改正法案は、従前の日本育英会法の全部改正を行うものであり、その主な内容は、①日本育英会の目的に「教育の機会均等に寄与すること」を盛り込むこと、②無利子貸与制度について、一般貸与と特別貸与を一本化し、特別貸与の返還免除制度を廃止すること、③事業の量的拡大による教育の機会均等の拡充との観点から有利子貸与制度を創設すること、④同制度の財源に財政投融资資金を充てることである。ただ、当初は、無利子貸与が根幹であり、有利子貸与は補完措置とすることが衆参両院の附帯決議でも示されており⁽²²⁾、また、「民間資金の導入は当面考えてはおりません」との政府答弁もある⁽²³⁾。

ところが、第1種（無利子）奨学金と第2種（有利子）奨学金の比率は、2001年を境に逆転しており、2016年度の機構予算を見ると、第1種奨学金が3258億円に対し第2種奨学金が7686億円と、およそ7割を超える部分が有利子となっている。これは、第2種奨学金について、貸与人員の大幅増や採用基準の緩和、貸与月額を選択性の導入などを行うことで、基準を満たす希望者全員が貸与を受けられるように抜本的な拡充をはかったことが大きい。そして、近時の低金利もあって第2種奨学金の財源の一部は民間金融機関からの借入金でまかなわれており、2016年度予算額は3670億円である。また、2001年度の財政投融资改革により、当時の日本育英会時代から機構独自の債券を発行して外部資金を調達するようになっている。このように現在の機構は、一大「金融事業」⁽²⁴⁾へと変化を遂げていると言ってよい⁽²⁵⁾。

(22) 101国会衆文教委員会議録19号（昭和59年7月4日）13頁、101国会参文教委員会議録17号（昭和59年7月26日）11頁。

(23) 101国会衆会議録17号（昭和59年4月13日）646頁〔森喜朗文部大臣答弁〕。

(24) 行政刷新会議の事業仕分け第3WGの評価（平成21年11月25日実施）では、「回収の強化」を見直し点とし、同会議に置かれた「独立行政法人改革に関する分科会」の最終報告（平成24年1月19日）では、「返還率に関する情報開示を積極的に進めるなど金融事業としての側面に着目した抜本的見直し、ガバナンスの強化及び効率化により、事業の持続可能性を確立していくべきである」（傍点筆者）としている。

(25) 機構自身は「金融事業」とは一線を画する態度を取っているが、文部科学省が設置した「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会」の

他方で、近年の返還金の回収強化もあいまって、奨学金の「サラ金」化を懸念し、滞納者をブラックリスト（信用情報機関）に登録することが「奨学金の哲学と合致するのか」と批判する声も多い⁽²⁶⁾。機構の貸与人員の急増に伴い奨学金返済をめぐる相談も増加しているが、雇用状況の悪化もあって返済が困難な事例も決して少なくないため、「若者に学ぶ機会を広げ、未来を開くはずの奨学金制度が逆に彼ら彼女らの生活を圧迫している」⁽²⁷⁾という。また、奨学金の負担が就職や結婚、出産、学校生活などの人生の選択肢を狭めており、「それは、個人の幸福追求権の侵害でもあり、大きな社会損失でもある」⁽²⁸⁾と評するものもある。さらに、アメリカにおいて米軍が行っている奨学金返済の肩代わり制度を念頭に、「経済的徴兵制」を懸念する意見もある⁽²⁹⁾。

そこで、給費制の導入を目指すのが本法律案であるが、果たしてこうした問題を解決しうるのであろうか。

四、法律案の検討

(1) 憲法と「教育の機会均等」

憲法26条は、教育を受ける権利を全ての国民に対して「その能力に応じて、ひとしく」保障しているが、奨学金について言及するものではない。国家の金銭的負担については、26条2項後段が「義務教育は、これを無償とする」と規定するが、これは公立学校の授業料を無償とするものであって、「義務教育に要する一切の費用は、当然に国がこれを負担しなければならないものとはいえない」とするのが判例である⁽³⁰⁾。「国は、国政の一

報告書（平成24年9月12日。以下、「在り方報告書」という。）では、「返還金回収手法については、民間金融機関からみても相当な程度に民間的な手法が取り入れられている」と評価されている（11頁）。

(26) 樫田秀樹「奨学金なのか サラ金なのか」世界822号（2011年）282頁。

(27) 宮本太郎「ローン化で若者に負荷負わせるのは愚策」毎日新聞（2010年12月9日）。

(28) 岩重佳治「『奨学金被害』の現状と課題」法学セミナー 715号（2014年）1-2頁。

(29) 毎日新聞（2015年7月23日）。

(30) 教科書無償請求事件（最大判昭和39年2月26日民集18巻2号343頁）。

部として広く適切な教育政策を樹立、実施すべく、また、しうる者⁽³¹⁾とされているが⁽³²⁾、義務教育における授業料以外の出費については、あくまで立法政策の問題とされている⁽³³⁾。この点、教育を受ける権利の本質を、人間的生存に関わる権利としてとらえ、その具体的内容を、資力にかかわらず等しく教育が受けられるよう就学援助等の経済的配慮を国家に求めることができる権利とみる生存権説（ないし経済的利益説）があるが、「教育を受ける権利をたんなる経済的な権利として把握する点で」批判されている⁽³⁴⁾。ただし、26条の規定により「育英制度は国の義務とされる」と解する説もある⁽³⁵⁾。

「その能力に応じて、ひとしく」の意味については、教育を受ける能力と無関係な事情を理由とする選別は許されないが、各人の適性或能力の違いに応じて異なった内容の教育をすることは許されるとする見解と⁽³⁶⁾、全ての子どもに能力発達に応じた教育を保障するとの見解とがあるが、近時は、前者を基本としつつ、後者も含めて理解する学説が多数であると思われる⁽³⁷⁾。

(31) 旭川学テ事件（最大判昭和51年5月21日刑集30巻5号615頁）。

(32) 「教育を受ける権利には、自由権（国に対する不作為請求権）としての側面と社会権（国に対する給付請求権）としての側面の二つがあるが、後者の側面において、国は、教育制度を維持し、教育条件を整備すべき義務を負っている」。辻村みよ子『憲法（第5版）』（日本評論社、2016年）296頁。

(33) なお、義務教育における教科書は、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律（昭和38年法律182号）で無償扱いになっている。

(34) 川岸令和・遠藤美奈・君塚正臣・藤井樹也・高橋義人『憲法（第4版）』（青林書院、2016年）208-209頁。生存権説のほか、公民権説と学習権説があり、学習権説が有力であるが、学習権は「子ども」の成長・発達のための学習を内容としており（芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第6版）』（岩波書店、2015年）273頁）、高等教育における奨学金がこれに含まれるかは議論の余地がある。もっとも、26条の理解を択一とせず、学習権を軸として26条をめぐる諸問題を再構成する立場が主流である。野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法I（第5版）』（有斐閣、2012年）517頁。

(35) 宮沢俊義『憲法（改訂第5版）』（有斐閣、1973年）148頁。「この趣旨に沿う法律として」、「とりわけ育英制度の完備を狙う日本育英会法」を挙げている。

(36) 木下智史・只野雅人編『新・コンメンタール憲法』（日本評論社、2015年）305頁〔倉田原志執筆〕参照。

(37) 野中ほか・前掲注34518-519頁、佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂、2011年）371-372頁。ちなみに、教育基本法4条2項には、障害者支援の規定が設けられ

こうした憲法の規定を受けて、教育基本法4条は⁽³⁸⁾、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない」とし(1項)、また、「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」としている(3項)。同条1項には、「人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」とあり、これは、教育面における法の下での平等(憲法14条)を規定したものと解されるが、憲法と異なり「経済的地位」が列挙されているのが特徴である。この意義は、教育基本法4条3項の定める「教育的修学困難者への支援(実質的な「機会の平等」の保障)と関連づけて理解することが必要である」とされる⁽³⁹⁾。また、ここでいう「能力」とは「有能である」との意味ではなく⁽⁴⁰⁾、当該教育を受けるに必要な精神的、身体的能力をいうのであり、その能力に応じて適切な「教育を受ける権利」が保障されなければならないという趣旨である⁽⁴¹⁾。

これが機構の奨学金制度と結び付けられる訳であるが、前述の経緯からも分かるように、国の奨学金貸与業務は日本国憲法や教育基本法の制定前から実施されており、しかもその運営方針は専ら国の財政事情や社会経済状況によって左右されている。したがって、機構の奨学金制度は必ずしも憲法や教育基本法の理念に当初から根拠を置くわけでも、それらの規範に連動して制度改正を行っているわけでもなく、むしろ制度改正を正当化する後付けの理由として用いられるきらいがある。例えば、1984年の法改正

ており、特に健常者との「統合教育」の推進が課題になる。新井誠・曾我部真裕・佐々木くみ・横大道聡『憲法Ⅱ人権』(日本評論社、2016年)227-228頁。

(38) 現行の教育基本法(平成18年法律120号)は、1947年に制定された教育基本法を2006年に全面改正したものであり、現行4条は従来3条に規定されていた内容を引き継いでいる。同法の改正に関しては、市川昭午『教育基本法改正論争史—改正で教育はどうなる』(教育開発研究所、2009年)、佐々木幸寿『改正教育基本法—制定過程と政府解釈の論点』(日本文教出版、2009年)。

(39) 荒牧重人・小川正人・窪田眞二・西原博史編『新基本法コンメンタール 教育関係法』(日本評論社、2015年)18-19頁〔廣澤明執筆〕。

(40) 同上20頁。

(41) 教育基本法研究会編『逐条解説 改正教育基本法』(第一法規、2007年)74頁。

で初めて有利子奨学金が導入される際、「事業の量的拡充」により、「教育の機会均等」を図ることが「教育基本法の趣旨に沿っている」⁽⁴²⁾とされたのである。だが、果たしてその「趣旨」から有利子奨学金の正当性が導き出されるかは疑問の余地がある。

ちなみに、国際人権規約A規約13条2項c号は「高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする」と規定しているが、わが国はこのうち「特に、無償教育の漸進的な導入により」の部分については拘束されない旨の留保を長年付けていた。しかし、近年、この留保は撤回されており（2012年9月11日通告）、憲法や教育基本法の解釈もそうした経緯を踏まえたものに改めていくべきであろう⁽⁴³⁾。

もっとも、こうしたことから本法律案の導入しようとする給付型奨学金が憲法等の理念により直ちに正当化されるものではない。確かに、現行の貸与型奨学金では、卒業時に負債を抱えながら社会に出て行くことになり、個人の有する価値の実現の足かせになるという意味で幸福追求権（憲法13条後段）に対する事実上の制約という側面があると言えなくはない。ただ、本法律案は、現在の奨学金制度の財源を一部の「有能な」学生に集中させて給付を実現しようとするものであるが、それは「能力に応じた」を「有能な」と読み替えた解釈に依拠するもので、憲法や教育基本法の趣旨から逸脱しているといわざるを得ない。すなわち、「有能な」学生に対する奨学金の給付の実現は、必ずしもすべての学生の教育の機会の実現とは整合しない。本法律案には、まさにこうした一部の「有能」でありながら、教育の機会が与えられない可能性がある者のみを対象としている点に、その視野の狭さが表れている。

もちろん、滞納額や滞納者が増えているのは事実であるが、奨学金の件

(42) 101国会衆会議録17号(昭和59年4月13日)646頁〔中曾根康弘内閣総理大臣答弁〕。

(43) 西原博史・斎藤一久編著『教職課程のための憲法入門』（弘文堂、2016年）91-94頁〔西原博史執筆〕。初等中等教育と対比しながら教育費負担について考察する参考になる。

数・金額が増大しているのであるから、それは当然起り得る事柄である。仔細に見れば、2013年度の無延滞債権の回収率は実に99.2%に上っており、期日を過ぎてしまった分でも、当年度に限れば65%以上の回収を実現している。つまり、ほとんどの利用者がきちんと返済をしていて、教育の機会確保に貢献しているのである。また、2013年度の第1種奨学金の要回収額は2346億4207万円で、うち延滞分は507億3389万円であるのに対して、第2種奨学金要回収額は3231億2603万円で、うち延滞分は386億4578万円と、第2種の要回収額の方が絶対的に多いのに延滞額はむしろ第1種より少ないというデータもある。さらに、回収率でいうと、第1種の78.1%に対して、第2種が86.3%と、極めて優良な債権になっていることがわかる⁽⁴⁴⁾。

ことさらに現行制度の問題点だけを取り上げて批判するのはたやすいが、一部の層の「幸福追求権」に目を奪われて、大勢の「教育の機会均等」を失わせるといった本末転倒な代替案を生まないよう、大局的な視点で憲法の趣旨について考察する必要がある⁽⁴⁵⁾。

(2) 費用負担の問題

奨学金制度をどのように構築するかは、誰がどのように費用を負担するかという教育観に依拠する。この点、主として、①社会が教育を支えるという福祉国家主義的教育観で公的負担とするもの、②親が子の教育に責任をもつべきだと家族主義的教育観で家計負担とするもの、③本人が負担すべきとの個人主義的教育観で受益者負担とするものに分けられる⁽⁴⁶⁾。

(44) 第二種奨学金の財源となる機構発行債券は、2016年1月現在で、R&IからAA(安定的)、JCRからAA+(安定的)という高い格付けを得ている。

(45) この点、教育に対する国家の役割について、教育内容には抑制的、教育環境・条件の整備には積極的対応が求められるとの「両義性」が見られ、憲法上、「後者には『過少』とのクレームが寄せられることになろう」。青井美帆・山本龍彦『憲法Ⅰ人権』(有斐閣、2016年)196頁。とはいえ、具体的には立法政策の問題となるが、「過少」の「クレーム」にとどまらず、憲法の理念に沿うような方向性と具体策を示す努力も必要である。

(46) 小林雅之「教育費『誰が負担』議論を」日本経済新聞(2013年9月30日)。詳細は、同編『教育機会均等への挑戦—授業料と奨学金の8ヶ国比較』(東信堂、2012年)。確井光明「書評」日本財政法学会編『東日本大震災後の財源調達と法の諸相』(全国会計職員協会、2013年)は、「日本については、心情的には家族単位であ

このうち近年の奨学金制度には、受益者負担の発想が色濃く表れている。高等教育による受益は学生の生涯所得に反映されることから、その限度において費用負担を正当なものとする一種の市場メカニズムが取り入れられ、有利子奨学金の導入や返還免除制度廃止の措置につながったとの指摘がある⁽⁴⁷⁾。こうした受益者負担の発想は、いわゆる四六答申⁽⁴⁸⁾にも見られるが、あくまでも授業料等を公私どのように負担するかという文脈で用いられており、むしろ「負担額の水準と国民の所得水準の相対的な関係から、教育の機会均等を保障するために必要な奨学事業の規模が定まる」と、家計負担や受益者負担を補う仕組みとして奨学金を位置づけている。これに対して、1984年の法改正は、奨学金制度の柱として受益者負担を前面に押し出したという意味で画期的であった。だが、これは「公教育を市場化に基づく競争原理の中に放り込み、優秀な人材たりえないものに対して負担を求める論理」であり、教育の公益性を踏まえていないと指摘される⁽⁴⁹⁾。イギリスでは、1970年代後半から市場化政策を取り始めているが、必ずしも公的支出の削減につながっていない面もある⁽⁵⁰⁾。この点、機構に対する政府貸付金残高に着目すると、一般会計からの新規借入金償還の規模を上回っているために減少していないことがわかる。これについては、「『貸付金』とはいうものの、残高は増加する一方で減少しないことから、実態は交付金としての性格が色濃くなっているのではなからうか」⁽⁵¹⁾と評する

りながら、個人単位による制度に移行しつつある。あるいは、目下は、家族単位にすべきか個人単位にすべきかについて『さまよっている状況』にあるのかも知れない」と評する（153頁）。

(47) 柏崎敏義「学生就学支援—高等教育における奨学金の問題」日本財政学会編『教育と財政』（敬文堂、2007年）80頁。

(48) 中央教育審議会「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」（昭和46年6月11日）。

(49) 柏崎・前掲注4783-84頁。

(50) 小林雅之「所得連動ローンにも課題」日本経済新聞（2015年3月16日）。なお、イギリスの奨学金制度の詳細については、独立行政法人日本学生支援機構「イギリスにおける奨学制度等に関する調査報告書」（2015年3月）を参照。

http://www.jasso.go.jp/about/statistics/_icsFiles/afiedfile/2015/10/15/all_studenloanuk.pdf
 (51) 藤井亮二「奨学金制度の拡充とそれに伴う財政的視点からの課題」経済のプリズム（参議院事務局調査室）123号（2013年）14頁。

ものもある。また、本来、消費的支出に充てる目的では発行されない建設国債（財政法4条1項ただし書き）によって調達された資金が、機構への政府貸付金となっており、その妥当性を疑問視する指摘もある⁽⁵²⁾。要するに、政府支出削減のために市場化を進めているはずが、必ずしもその実を挙げているわけではない側面もあるといえる。

また、近年の中教審の答申は、「現在の厳しい財政状況の下で、未来への先行投資である教育投資の意義について、国民の支持・同意を得るためには、今まで以上に教育投資の質の向上を図り、投資効果を高めることにより、その充実を図っていくことが重要である」⁽⁵³⁾とするが、奨学金制度に「投資効果」の可視化を求めるのは困難といわざるを得ない。

そもそも投資である以上、一定のリスクが発生するものであるが、金融事業としての側面に着目した抜本的な見直しと効率化を図った結果、滞納者への督促が強化されるばかりである。この点、一般の金融機関と異なり、返済能力を審査せず将来に期待して奨学金を貸与する方式が、大学進学率との関係で維持可能なのか検討されるべきであろう。大学進学率が低い時代であれば、卒業後は相応の就職が期待できるのであるから、無審査であっても貸し倒れのリスクは小さい。しかし、同世代の2人に1人が大学に進学する時代にあって、しかも雇用のミスマッチも拡大していることから、そのリスクは全体として極めて高くなっている。学生支援のナショナルセンターを標榜して設立された機構であるので、奨学金事業と就職支援事業との連携を図ることも考えられるが、現状ではそのような取組みは見出せない。統合のメリットはほとんどないまま、奨学金事業だけが肥大化しているのが実態である。「学生の学びを支え、創造的な人材を育成するという要請に応えること」⁽⁵⁴⁾が機構の役割であるとしても、人材育成そのものは行えない機構の限界といえる。そのような機構が行っている事業

52) 同上15頁。

53) 中央教育審議会「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」（平成15年3月20日）。

54) 在り方報告書・前掲注25)4頁。

は、果たして「投資」なのだろうか。

これに対して、本法律案の示す給付型奨学金は公的負担の教育観に立脚しつつ、その対象を「有能」な者に限定しており、いかにも社会的な「投資」に相応しい「効果」が得られるように思われるかもしれない。しかし、課題はその規模と財源である⁽⁵⁵⁾。一見すると機構の予算規模は極めて大きいように思えるが、実際は借入れと返還を繰り返しているだけで、「給付」として用いるだけの財源をほとんど持っていない。これまで貸し付けていた奨学金の返還分を充てるとしても2016年度で2350億円であるが、140万人の奨学生を賄える金額ではなく⁽⁵⁶⁾、いずれ枯渇する財源に過ぎない。

そこで、まずは「教育を受ける機会を保障するという奨学金の本旨に立ち返れば、機構の貸与型奨学金は無利子奨学金が根幹となるべきものであって、有利子奨学金はその補完的役割を担うべきものである」との「原則に立ち戻り、無利子奨学金を基本とする姿を目指すべき」となろう⁽⁵⁷⁾。もちろん無利子であっても毎月の返済が負担になることに変わりはないので、所得に応じて返還できる新制度（新所得連動返還型奨学金制度）⁽⁵⁸⁾の導入や返還猶予制度等の救済措置を徹底することが現実的な選択肢となるだろう。

(3) 給付型奨学金の現実味

結局、給付型奨学金の実現には、新たな予算措置を行うだけの強い政治判断が不可欠で、現行の財政状況でのやりくりでは困難ということになる。今回の法律案が審議された模範議会の当時も、給付型奨学金そのものが絵

(55) 財源確保が困難なため各政党とも似たり寄つたりの政策しか提示できない「財政の壁」について、三浦まり『私たちの声を議会へ—代表制民主主義の再来』（岩波書店、2015年）174-177頁。

(56) 仮に月額54,000円を4年間借りたとして約260万円であり、毎年の貸付金返還分だけを財源として1人260万円の給付制度を創設したのでは10万人分にもならない。

(57) 文部科学省・学生への経済的支援の在り方に関する検討会「学生への経済的支援の在り方について」（平成26年8月29日）8頁。なお、無利子奨学金の適格がありながら受給できない者（残存適格者）の数は、2012年に10.5万人だったのが、予算拡充により2016年には2.4万人まで減少している。

(58) 2017年度予約採用から適用。第1種奨学金のみ対象。

に描いた餅であった。

ところが、2016年に入り、現実の政治において突如としてこの構想が動き出す。政府の一億総活躍国民会議（3月5日開催）で給付型奨学金が検討対象となったことをきっかけに、文部科学省に「奨学金プロジェクトチーム」が設置され（4月13日）、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）に「給付型奨学金については、世代内の公平性や財源などの課題を踏まえ創設に向けて検討を進め、本当に厳しい状況にある子供たちへの給付型支援の拡充を図る」（13頁）との内容が盛り込まれた。

具体的な仕組みは、「一定の成績を修めた学生」を対象にし、当初は貸与としつつ所定の条件を満たせば一部の返還を免除する方法を検討しており、具体的には2017年度予算の概算要求時に方向性を示すとのことである⁽⁵⁹⁾。

また、2016年の参院選においては、各党横並びで給付型奨学金を選挙公約に入れている。これは、当然『18歳選挙権』の適用を念頭に置いた若者向け政策としてアピールする狙いがある」のだが、その具体的な方策は示されておらず、財源の確保と支給の方法に関して課題が残る⁽⁶⁰⁾。給付型が導入されれば、国の奨学金政策の大転換といえるが、制度設計によっては1984年の法改正で廃止された特別貸与の復活にとどまることもある。その場合、従来の運営方針との整合性が問われることになろう。選挙対策としての若者向けのバラマキではなく、大所高所からの教育理念を伴った施策としていくべきである。

それと同時に、奨学金を貸与制とすることの積極的意義も改めて問い直す必要がある。この点、現行の奨学金を、2006年にノーベル平和賞を受賞した「グラミン銀行に代表されるマイクロファイナンスと似た仕組み」であるとして、事業を継続する上で返済への「意識」が重要であるとの指摘がある⁽⁶¹⁾。機構が延滞者に行ったアンケートによると、延滞の理由とし

(59) 日本経済新聞（夕刊）（2016年6月3日）。

(60) 読売新聞（2016年7月7日）。

て「返還するものと思っていない」とするものが、2012年に3.6%、2014年に2.5%いたという。マイクロファイナンスのような小口融資と数百万円にのぼる奨学金の借入額とを一概に比較はできないが、返済への意識が教育投資の効果を高めることは確かであろう。このために、グラミン銀行が融資する際には事業計画を厳格に審査するという。

こうした観点からも、無審査で貸与を行う機構の事業を改善する余地を見出しうるところであり、単に給付型奨学金制度の構築のみを目指すのではなく、「貸与制」とする積極的意義を法律案作成や法案審議の段階において検討・議論すべきであった⁽⁶²⁾。

五、企画運営者の感想など

ところで、今回の模範議会では、運営上の様々な課題が露呈した。質疑が表面的で、奨学金制度の成り立ちや変遷、憲法や教育基本法上の教育機会均等の意義、機構の財政的課題などについて踏み込んだ検討がされた形跡はほとんどみられない。また、グループで確認すればすぐに気づくような文章のミスをそのまま本番で読み上げてしまったり、いわゆるコピペが目立つ内容だったり、大根役者ばりに台本を棒読みしたり、与えられた質問時間を余らせてしまったりとかなりお粗末さが目立った。

もちろん、そうした欠点は例年の模範議会でも多少なりとも見られるところであり、それだけで致命的な問題があるとは言えない。模範議会は、授業で得た知識を活かしたり、実際に具体的な動きをしてみたりということを通じて、現行制度の欠点や改善点を見出すという能動的学修（アクティブラーニング）の場であり、参加した学生なりの意義が見いだせば所期の目的は達成できたものといえる。模範議会は、主権者教育の教材ともな

(61) 林康史「教育を受ける権利の維持図れ」朝日新聞（2015年1月15日）。

(62) 社会的排除／包摂や格差・貧困という現代的観点からも奨学金の位置づけは考察されるべきであろう。グラミン銀行の役割も含め、この議論に関しては、中原政雄・長谷川一年・竹島博之『原理から考える政治学』（法律文化社、2016年）168-186頁〔八木橋慶一執筆〕参照。

るので、基本的に参加者の自主性を重んじて最低限の指示・助言にとどめている⁽⁶³⁾。

ところが、本年は途中で企画運営者から脱落する学生が多く、あるグループでは期間内に課題が出せず、そのまま自然消滅するという事態が生じた。また、企画運営者会議などの打合せ会でもこちらが説明しているのに居眠りをしている学生がいて、案の定、文書と口頭で指示したことが守れずに、後にその点の誤りを指摘しても、自分に非があることに気付かない者もいた。準備に臨む姿勢が「能動的」にならないのである⁽⁶⁴⁾。

さらに、「憲法(統治)」の期末試験において企画運営者があり得ないほどの最低点をとったことも気になった点である。能動的学修である以上、多少なりとも授業と模範議会在が相乗効果的に学習能力と意欲を高める意義を生じなければならない。しかし、その効果が全く見られないばかりか、企画運営者になったことが逆効果になった事例が生じてしまったようである。

要するに、自主性を重んじて能動的学修を行わせることの負の側面が顕著に表れたのである。企画としては、授業の裏方であるアシスタントの学生が尻拭いをして表面的には問題なく終えたのであるが、国会の裏方と表舞台をロールプレイで体験する企画にもかかわらず、裏方を知らずに表の

(63) シティズンシップ教育のねらいの一つは、政治的リテラシーを身に付けるべく必要な知識や技能を実践的に習得すること(資格化)にある。その際は、特定の政治的価値や信念を教え込まないことを意図している。にもかかわらず、実際には「よい市民」像が提示され、特定の存在様式や行動様式にはめ込むこと(社会化)が行われているとの指摘がある(ガート・ビースタ(藤井啓之・玉木博章訳)『よい教育とはなにか—倫理・政治・民主主義』(現代書館、2016年)39-40頁)。主権者教育の意義は、それらにとどまらず政治的行為主体の生成を促進すること(主体化)にもあると考えられ、そのために教員に必要なことは、生徒・学生の活動を「ささげることに関与すべき」とする「中断の教育学」(同上110-112)は示唆に富んでいる。

(64) こうした参加者の態度は、真面目に取り組む学生の妨げにもなる。「主に問題となるのは、公正に分担した学習をやってこない者、授業を欠席する者、授業時間外に打ち合わせをする時間が取れない者のようである」。Valerie P. Hans(佐々木司郎・中島英博訳)「法学教育における能動的学習と情報技術の活用と統合」B.J.ダッチほか編(三重大学高等教育創造開発センター訳)『学生が変わるプロブレム・ベースド・ラーニング実践法—学びを深めるアクティブ・ラーニングがキャンパスを変える』(ナカニシヤ出版、2016年)149-150頁。

部分だけを楽しんでいた者が多数いたことになる。それでいて、「勉強になりました」などとの感想を書かれても額面通りに受け取ってよいものか疑わしく思えてくる。

何よりも、かつて福澤諭吉が「半ば遊び」⁽⁶⁵⁾で行なっていた議事演習会（模擬議会）の遊びの精神が模範議会の重要な要素であり、その姿勢が学習につながるというのが、能動的学修の理想型といえる。ところが、それがほとんど失われていたというのが、今年の状態を省みた印象である。もちろん、悪い部分ばかりではなく、良い部分にも目を向けるべきであろうが、今回の状況が必ずしも「特異な例」ではない可能性もあるため、一度立ち止まってその意義を見直す時期にあると思われる。模範議会が、特別な学生のための特別な企画ではなく、普通に様々な教育現場で取り入れられるようにするには、さらなる工夫が欠かせない。

最後に、今回の企画運営者の感想の一部を以下に紹介するが、そこから何らかの示唆が得られればと思う（傍線筆者）。

■**反省点** 自分のグループは私以外1年生で、右も左も分からないなかみんな頑張ってくれましたが、上級生としてもっとみんなを引っ張って行くべきでした。今回野党からの質疑に答えていくなかで、僕ら政府グループとしては、法案を可決する自信はあった。けれども否決されてしまい、総評を聞いて、まだまだ詰めが甘かったことを感じました。質疑の仕方や、ヤジの飛ばし方など野党側は非常に上手でした。政府側の人間として私自身、答弁の仕方やヤジに対して反応しないことなど、答弁以前のところから調べて実行するべきだと感じました。

■**改善点** 全体として改善すべき点について、私はヤジがより必要だと感じました。野党側のヤジは非常に上手く、そのヤジは法案が否決した要因の一つだと感じました。次回以降やるときは必ず1人1回はヤジを飛ばす

(65) 松崎欣一『三田演説会と慶應義塾系演説会』（慶應義塾大学出版会、1998年）174-78頁。

という決まりを作るべきだと思いました。ほとんど野党の決まった数人がヤジを飛ばして、政府が答弁している時に「そうだ」、「いいぞ」などのヤジを飛ばしていただくとさらに答弁に勢いがつくと思います。最後に想定問答の提出期限は守ってほしい。

■感想 今回模範議会をやってみて、非常に楽しかったという感想が大きい。もちろん期日が決められていて、時間もなく大変だったこともたくさんあった。けれども実際に法案を可決するとき、様々な思惑があることを知ることができた。これは実際に企画運営者として参加しないとわからない。またこの企画を通じて、新聞を読むのが楽しくなった。今まで新聞の政治のページは「ふーん」という感じで軽く読むだけであったが、「こういうことがあったんだろうなあ」と裏でなにがあったかを想像することができるようになったことで新聞を読むことや、ニュースを見るのが楽しく感じるようになった。

憲法（統治）の授業で企画運営者にならないことは機会損失であり非常にもったいない。ただ授業を聞いて単位がもらえる授業なんかに出るなら、企画運営者になることを次回以降の履修者におすすめしたい。私の興味分野は心理学や経営学であり、法学にはあまり興味はなかった。けれども非常に楽しく参加することができて光栄に思う。模範議会には参加すべきである。

■反省点 与党側の質問を仮に作成した際に、質問が単発的であると先生よりご指摘をいただきました。それは委員会の流れが理解できていないためでした。実際に議会では質疑者一人が連続して質問するものだと、流れを理解していれば、より重層的な質問を作成できたかと思います。指摘を受けたあと、質問の修正を試みましたが、最終的な質問も単発的の域を抜け出せなかったように思います。

■改善点 早い段階で全員が模範議会の概要を掴み、どのような作業が生じうか全員が理解しておくのは重要であると思います。グループワークをやっても個々人の理解に大きな差があり、必要な作業がグループと

しても把握できていないことが頻繁にありました。例えば私たちの党は、附帯決議案が最後の企画運営者会議の段階まで、準備していないということもありました。

■感想 私にとって印象的だったのは、質問は二つに大別できるということです。ひとつはその質問によって法案を補完しようとするものであり、もう一つは論破しようとするものだけということです。その質問には党としての考えがそれぞれ反映されており、同じ質問の形式であっても意図の異なるものがあると知りました。

振り返れば改善の余地ばかりある模範議会ですが、委員会や本会議を自分たちで運営できたのは非常に有益だと思います。私たちが普段目にするだけではなかなか気付かないことや、高校で学んできた知識だけでは理解できない裏側を垣間みることができました。本当にありがとうございました。

■反省点 今回野党側として参加したのですが、やはり岡田先生のご指摘にあったように野党質疑の内容があまり濃いものではなかったという点で、反省すべきことが多くあるかと思います。

■改善点 野党質疑の内容を向上させるために、OB・OGさんからアドバイスを頂いていれば、より濃密な野党質疑を行うことができたのではないかと思います。また、私の班は全員が集まるという時間が少なく、情報のシェアが不確実であったというのも野党質疑の質を下げてしまった要因なのかもしれません。この点も改善できたはずだったと思います。

■感想 模範議会は普段の授業の内容と違い、実践的な内容に触れることができて楽しかっただけでなく、習熟度も格段に上がったと思う点でもとても良い経験になりました。ありがとうございました。

■反省点 グループ内の連絡調整に苦労したため、質の良い質疑を作ることができなかった。最大の反省である。しかし、調整こそスムーズでなかったものの、空中分解せず模範議会までこられたことは党員の努力が関わったことである。厳しい状況の中でお互いに譲歩できたグループワークを私

は評価したい。

■**改善点** 企画運営者全体の流れとして無気力ではないが調査不足、検討不足の点が散見された。各人の法律に対する興味関心に左右されるため致し方ないことではあるが、模範議会を盛り上げる態度がもう少しばかりあっても良かったかなと考える。

■**感想** 初めてのグループワークであった。忘れられない経験である。次なるグルワの機会には満足のいくものになりたい。

■**反省点** 今回の模擬国会までの準備では、あまり多くの時間を掛けられなかったのがもったいなかった。就職活動と重なる時期に参加したことにも問題があるだろうけども、締め切り前の土壇場で色々書いたり、メ切を過ぎたあとにもなかなか決まらなかったりしてしまったのはよくなかった。

また野党の内部での意思疎通に苦労した。一人には伝わる内容がもう一人には言葉を尽くさねば伝わらないということが後々分かったが、それを面倒がってしまったのは大きな問題かもしれない。ただ、予めいろいろと考えてから集まり、それを形にするという作業ができた時は高効率で終わらせられた。

当日は人生初野次飛ばしだったので、序盤あまりうまく行かなかったのは気をつけたい。

■**改善点** 甘えかも知れないが、班員がもう一人増えたほうが良かったのではないだろうか、結局3人のなかで、いつも動けるのが2人しかおらず、苦労した。当日の資料を参加した班員から渡されたのが当日で大変困ったので、SFSやe-mailで共有するべきではなからうか。一週間のうちに一度集まり成果報告を課したならば、もっとスムーズに動けたのではないだろうか。資料は大変わかりやすかった。

■**感想** 全体として満足なものを提出し精一杯できたと言うよりは、ああすればこうすればよかったとなっているので、結果として野党側の勝利とはいっても手放して喜べない。ただ、様々なものを制作してゆく過程で

調べ物や工夫をして、言い回しや引用をできたことはとてもためになった。授業内容を共有できないので、履修者以外の参加を断るべきではないだろうか。

■**反省点** 今回の模範議会において、私は型にはまったことしかできなかった。というのも、政府側の班として作った答弁を与えられたままに読み、答弁者の質問のニュアンスの変更に柔軟に対応することや相手の意見に対するヤジなどの部分は全く出来なかった。また、答弁を読み込むことができず棒読みがちになってしまった。

■**改善点** 全体としては法案に対して反対派のヤジが圧倒的に多かったように思う。これは私たち政府側の問題でもあるが、全体としての改善点とも言える。また、委員会と本会議の流れを完全に把握しきれていない人が、私を含め多かった印象を持った。さらに、用意片付けを積極的に行う人が少なく、企画運営者がもっと主体的に動くべきだったと思う。

■**感想** 当初考えていたよりも本格的なもので、緊張感、臨場感を強く持った。OB、OGの方々のお話も非常に貴重なもので、企画運営者として参加できて非常に良かったと思う。たくさん迷惑をかけることもあったと思いますが、なんとか模範議会を形にすることができて良かった。

■**反省点** 答弁作成にあたって、質問の本質とずれる内容のものを作ってしまったことです。それにより、政府側が逃げているような印象を与え、結果的に敗北につながったように思います。また、積極的に野次を飛ばしていた野党に比べ、終止守りの姿勢だったため、投票者の心理的な作用が逆方向に働き、大差を付けての敗北につながったように思います。個人的な一番の反省点は、改正の利点を強調しきれなかったことで、何回も念を押しように説明すればよかったと今なら思います。

■**改善点** とくに野党の質問通告ですが、日本語として体裁が整っていない、引用している資料が間違っているなど、初歩的なミスが多く見受けられました。その結果、当日野党側が変更を加えることになり、質問と答弁がややずれたようにも感じられました。ですます調の不統一など、初歩的

なミスは自分のグループでも見受けられたので、グループ内での複数人によるチェックと、グループ外からの指摘と交流を積極的にする必要があるように感じました。

■感想 答弁作りは非常に楽しくやりがいのある作業でした。委員会および本会議の流れを肌で知ることができたので、非常に良い経験になったと思います。

■反省点 グルワに割く時間が少なかった為に、準備不足になってしまったところがあった。ほぼ個人作業で作った原稿を提出直前に班員に見せて・・・という程度でしか共同作業が出来ていなかったので、個人に任せる要素が強過ぎた。

■改善点 グルワに割く時間が大きく関係しているが、班員のスケジュールと仕事の割り振りが上手くいっていなかった。途中でグループを出たメンバーは他の講義でリーダーをしており、またもう一人のメンバーも班員であった。そういった点は踏まえた上で仕事ふりをしていたが結果としてキャパオーバーになってしまったためグループとしての足並みがイマイチ揃わなかった。

■感想 元々法学徒ではなかったのではほぼ飛び込みに近い形で模範議会に参加したが、参加してとても良かったと思う。初めての経験そしてグルワがイマイチ機能を十分に果たせなかった、自分の割く時間が不足していた等の反省点も多々ある。次回関わる事が出来るなら今回の反省を活かしたい。

資料① 法律案

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案（第188回国会閣法▲▲号）

独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「貸与」を「給付」に改める。

第十三条第一項第一号中「経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与」を「意欲のある優れた学生等であって経済的理由により修学に困難がある者に対し、学資の給付」に改める。

第十四条の見出し中「貸与」を「給付」に改め、同条第一項中「無利息の学資金（以下「第一種学資金」という。）及び利息付きの学資金（以下「第二種学資金」という。）とする。」を「意欲のある優れた学生等であって経済的理由により修学に困難がある者のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に必要があると認定された者に対して給付するものとする。」に改め、同条第二項中「第一種学資金は、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。」を「学資金の額は、学校等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。」に改め、同条第三項中「第二種学資金は、前項の規定による認定を受けた者以外の学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校に在学する優れた者であって経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。」を「学資金の給付を受けようとする者は、虚偽の申請をしてはならない。」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「貸与」を「給付」に改め、同項を同条第四項とする。

第十五項から第十七条までを削る。

第十九条から第二十二條までを削る。

第二十三条中「学資の貸与に係る業務に要する経費の一部を補助することができる。」を「学資の給付に係る業務に要する経費を補助する。」に改める。

岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡・手塚崇聡

第二十五条第一号中「第十四条第二項、第三項若しくは第五項又は第十七条」を「第十四条第一項」に改め、同条第三号を削る。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十二条 第十四条第三項の規定に違反した者は、受給した学資金を、すべて返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

(従前の被貸与者に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前の貸与契約による貸与金の返還については、なお従前の例による。

理 由

意欲のある優れた学生等であって経済的理由により就学に困難がある者に対する学資金を給付し、憲法上の教育を受ける権利を実質的に保障するため、独立行政法人日本学生支援機構が行う従前の学資金貸与業務を廃止し、学資金給付制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

資料② 進行表

○ 参議院文部科学委員会（80分）

事 項	役 職	所 要
委員長挨拶	委員長	5 分
趣旨説明	文部科学大臣	
質 疑（会派①・与党）	会派①委員 1	1 5 分
質 疑（会派②・野党）	会派②委員 1	1 5 分
休憩宣告	委員長	1 0 分
質 疑（会派②・野党）	会派②委員 2	1 5 分
反対討論（会派②）	会派②委員 3	5 分
賛成討論（会派①）	会派①委員 2	5 分
採決	委員長	1 0 分
附帯決議案動議提出	会派①委員 2	
附帯決議案採決	委員長	
政府より発言	文部科学大臣	
審査報告書作成承認	委員長	
散会宣告	委員長	

○ 参議院本会議（45分）

事 項	役 職	所 要
開議宣告・議事日程宣告	議 長	1 分
委員長報告	委員長	5 分
討 論	反対討論①	5 分
	賛成討論①	5 分
	反対討論②	5 分
	賛成討論②	5 分
	反対討論③	5 分
休 憩（10分）宣告 ※ 全体の投票・集計作業を実施。	議 長	1 0 分
再開宣告・採決	議 長	4 分
散会宣告	議 長	

資料⑥ 発議者の趣旨説明文

ただいま議題となりました「独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案」につきまして、提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

近年の経済情勢の影響や大学進学率の上昇により、日本学生支援機構の奨学資金新規採用者は増加の一途を辿っております。その一方で、大学等を卒業した後、奨学金を返還したくても返還できない者が増加していることが大きな社会問題となりつつあります。そこで、本法案は、日本学生支援機構の学資貸与制度を廃止し、これに代わる給付制度を新たな日本学生支援機構の業務と定めるものであります。

次に本法律案の概要についてご説明申し上げます。

第一に、日本学生支援機構による奨学金事業の在り方を「学生支援」から本来の「育英」に戻し、有利子貸与奨学金制度を廃止し、無利子貸与奨学金を給付型の奨学金に改めることとしております。

第二に、学習意欲と能力がありながら経済的理由で進学が困難な者が対象となるよう、奨学金の給付基準として学力基準と家計基準を定めることとしております。

第三に、従前の貸与奨学金の支給対象者については、引き続き返還義務を負うとともに、返済が滞った場合でも延滞金を請求しないこととするほか所要の措置を講ずることとしております。

以上が、本法律案の概要でございます。なにとぞ慎重にご審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

資料⑦ 質疑答弁集

会派①「改正法案の成立おめで党」想定問答集

1-1、法案提出の背景についてご説明願います。

(文部科学大臣)

お答えします。ここ数十年で大学進学率は大きく上昇し、就職においては大卒であることが前提となりつつあります。その一方で、長期的な経済低迷の煽りを受け、経済的に困窮している家庭が増えており、また、大学の授業料も長期的な上昇傾向にあります。その結果、奨学金制度を利用する学生が増えましたが、その多くは有利子の貸与であり、当機構の設立当初の趣旨に反するばかりか、厳しい経済事情の中、奨学金返還が学生にとって大きな負担となっています。そのため、貸与型から給付型への移行をもってこの問題の解決策とし、ご審議をお願いするに至った次第でございます。

1-2、改正理由をお聞かせ願います。

(文部科学副大臣)

お答え致します。最大の理由は、利用者の負担がなくなるという点です。現在、奨学金を延滞している者は33万人に上り、その多くが低所得者となっています。奨学金利用者にとって返済が生活上の大きな負担となっていることは確かであり、給付型への移行によってこの問題を解決することができます。奨学金回収に伴う諸経費を削減することもできます。そして、民間では運用が困難な給付型の奨学金を国が担うことで、公民の役割分担をその能力に応じた形で適切に行うことができるようになります。

1-3、今後のあるべき奨学金の姿は給付型ということでしょうか。

(文部科学大臣政務官)

お答えいたします。給付型の奨学金は教育の機会均等の実質的実現のため要請される制度であるということです。また、給付型は民間では運用できないものであり、その運用が政府の役目であるということでもあります。

1-4、貸与を給付に切り替えることで、本来なら貸与の資格を有していた学生等が金銭的支援を受けられなくなる可能性はあるのでしょうか。

(文部科学大臣政務官)

お答えいたします。貸与型に比べ、給付型は国家予算を必要とするため、その定員は減ることになります。また、機構の選考から漏れた学生は民間が運営する奨学金を利用してもらうこととなります。

1-5、すでに貸与を受けている者に関しては、返済の義務はないのでしょうか。

(文部科学大臣政務官)

お答えいたします。法律施行前の貸与契約については本法案施行後も維持されます。本法案の改正前と改正後では奨学金承認の基準が異なるため、改正前の基準で奨学金を受けた者に関して、奨学金を給付することはできません。なお、新たな基準のもと承認されれば、給付型の奨学金を受けられるようになります。

1-6、今までどういった背景で貸与をおこなっていたのでしょうか。

(文部科学副大臣)

お答えいたします。そもそも日本学生支援機構は学生支援を活動の原点として、学生がどんなときも安心して学ぶことができるよう、必要なサービスを提供していくことを組織の目的に掲げ、我が国の将来を担う若者たちの学びと成長を見守ることを基本理念としています。その中の具体的な支援には学生生活支援、留学生支援、そして奨学金貸与があります。今回法案として挙げられている奨学金制度について、今日経済的な格差が教育格差につながるという社会問題が挙げられており、経済的理由により、優秀にもかかわらず、進学の道を絶たれた優秀な学生が存在します。そのような素晴らしい人材を救い、将来の我が国の発展に貢献するような学生を支援するためにこの奨学金制度が存在します。

1-7、憲法上の教育を受ける権利を保障するとはどういうことでしょうか。

(文部科学副大臣)

お答えいたします。教育を受ける権利を定めた憲法26条1項には、「すべての国民は法律の定めるところによりその能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する」とあります。また、教育基本法4条1項では、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」と定められています。現在の貸与型の制度では、能力のある学生であっても奨学金返還の負担が生じ、経済的に余裕のある学生と比べ大きな損失を被っており、これらの理念を実現できていません。そのため、給付型へ移行することにより教育の機会均等を実質的に保証できると考えています。

1-8、現行の返済猶予制度について詳しくお聞かせ願います。

(文部科学大臣)

お答えいたします。在学中、または災害、傷病、経済困難、失業などの返還困難な事情が生じた場合は、返還期限の猶予を願い出ることができます。また、申請には所定の書類の提出が必要です。審査により承認された期間については返還の必要がありません。適用期間後に返還が再開され、それに応じて返還終了年月も延期されます。ただし、承認されない場合は返還を継続する必要があります。また、返還

期限の猶予は、一定期間返還期限を延期する制度であり、返還すべき元金や利息が免除されるものではありません。

その他の制度として、機構では、災害、傷病、その他経済的理由により奨学金の返還が困難な方の中で、当初約束した割賦金を減額すれば返還可能である方を対象として、毎月の返還額を半分に減額して返還することができる減額返還制度を推奨しております。

1-9、現在無利子貸与の貸出はどのようなのでしょうか。

(文部科学大臣政務官)

お答えいたします。現在、無利子貸与につきましては42万6千人に、総額2912億円の貸与を行っております。貸与基準につきましては、高校成績が3.5以上、大学成績が学部内において上位3分の1以内の学生、家計については所得連携返済型の場合年収300万円以下。私立大学、4人世帯、自宅通勤給与所得者の場合ですと年収955万円以下の家庭の学生を対象としております。

無利子奨学金制度の財源といたしましては、国から出る復興特別会計と一般会計による政府貸付金と学生からの返還金でまかなわれております。

1-10、現状でも奨学金の有利子を減らし、無利子枠を増やす動きがあるようですが、このようにして対応するのは困難であるということでしょうか。

(文部科学大臣)

お答えいたします。無利子であっても学生の将来的負担となることは確かであり、返還の必要のない貸与型の奨学金によってのみ、教育の機会均等の実質の実現は達成されると考えております。

1-11、奨学金の滞納の主な原因とは何でしょうか。

(文部科学副大臣)

お答えいたします。まず、日本学生支援機構の調査を報告いたします。奨学金延滞者の職業につきましては、無延滞者は68%が常勤社員に対し、延滞者は36%とかなり低い結果が出ております。さらに、延滞する理由といたしましては、家計の収入が減ったが7割、家計の支出が増えたが3割（複数回答）となり、奨学金の返済が家計の圧迫することがわかります。また学生自身が低所得であるので延滞が継続していると答えた人は延滞者全体の半数以上を占めています。さらに返還期限の猶予制度自体を知らない人が延滞者も無延滞者も半数以上である。このように滞納の主な理由は卒業しても収入が低いということが大きな原因であります。

1-12、他国と比べて日本の状況はどういったものなのでしょうか。

(文部科学副大臣)

お答えいたします。多くの先進諸国が給付型の奨学金を導入しており、貸与型の

みを設けている現在の制度は国際的にみて極めて異例だと言えます。実質的な教育の平等の実現のため、早期の法案成立が望まれます。

奨学金大国のアメリカでは様々な学生支援制度が存在します。授業料免除、学資ローン、教育減税そして学資ローンがあります。アメリカには多くの給付奨学金があり、公共性の高い職業に一定期間従事した場合の、返還免除制度もあります。連邦ペル給付奨学金は学士か学部生を対象とした連邦政府の援助総額、受給者とも最大の給付奨学金です。これは完全なニードベースの受給基準の奨学金であり、連峰の学生支援の基礎となる奨学金で、この奨学金をベースに他の学生支援が付加されます。ペル奨学金は1980年代後半までは最高額は、公立4年制大学で学生生活費の半分をカバーしていたが、現在では授業料の高騰に伴い、約3分の1をカバーするにすぎませんが、家庭所得2万ドル以下の低所得層では約4割が受給しています。そしてペル奨学金の補助として用いられる連邦補助教育機会旧奨学金、連邦ワークスタディなどが連邦政府の奨学金です。また学業成績による、学業競争給付奨学金、全国理科数学タレント給付奨学金、教師支援給付奨学金などもあります。このようにアメリカでは給付奨学金をベースとした学生支援があり、それでも足りなければさらに給付や貸与奨学金、教育ローンを利用するといった複数の教育支援制度があります。それらは給付奨学金がベースとなり、給付奨学金の重要性を示しています。

1-13、奨学金を必要とする人数を減らすにはどのようなことを行っていく必要があるのでしょうか。

(文部科学大臣)

長期的な政策としては、所得水準の底上げが効果を発揮すると考えていますが、我々だけでなく、国全体の経済を活性化させ、個人の所得を増加させることが必要です。

1-14、改正に伴い、必要とされる予算は増える見込みでしょうか。もし増える場合は予算をどのように確保するのでしょうか。

(文部科学大臣政務官)

貸与型から給付型に移行するにあたっては、政府支出が必要になります。財政難の折、新たな支出を設けることは難しいことではありますが、この支出は将来の国益となる教育投資であり、税金から捻出すべき事業だと考えます。すなわち、給付型への移行に伴い優秀な人材が増えることで、将来におけるより良い社会の実現に役立つことがその根拠となります。

1-15、この法案を可決させることで具体的にどれくらい的人数が給付型奨学金を受給できるようになると考えているのでしょうか。

(文部科学大臣政務官)

我々の試算によれば、経済的に困窮かつ成績優秀なものは現在6万3千人おり、

給付型へ移行した際の奨学金の総額は380億円になります。

会派②「日本楽単を守る会」想定問答集

2-1、文部科学大臣にご質問致します。

文部科学省が発表する教育基本法の規定の中にある教育の基本理念(目的・方針)の概要として、「教育の基本理念(目的・方針)に関する教育基本法の規定の概要 第1条(教育の目的)教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。教育は、人を育てることであり、ここで「教育の目的」としては、どのような目標に向かって人を育てるか、どのような人を育てることを到達の目標とすべきかについて規定している。」とありますが、これと今回の法案との関連性について具体的にご説明願えますか。

※ 無駄に条文を引用していて冗長な内容になっている。何と何を対照したいのか、具体的な焦点が定まらない。

※ 答弁にあるように、元になっている資料が古い。

(文部科学大臣)

お答えいたします。まず前提としてですが、現行の教育基本法1条1項では、教育の目的について、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と規定しております。ご質問にあるような「真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた」という文章は平成18年度に教育基本法が改正されて以降、1条には記載されておりません。法律を確認してからご質問をお願い致します。

話を戻しまして、教育基本法に定められている目的の達成のためには、教育の機会均等が必須であると言えます。同じく教育基本法4条1項は「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない」としています。また、同条3項では「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。」と定められています。教育の機会均等の実質的な実現を目的とする本法案は、教育基本法が規定する教育の目的に資するものであると言えます。

※ 「今回の法案」との関係を質しているにもかかわらず、ただ条文を読み上げただけで、何ら具体的な説明をしていない。

2-2、昨年度、日本学生支援機構の奨学金を受給した学生は全国で141万にのびました。今回の法案で給付型に移行することにより、学生はこれまでのように奨学金を受給することができなくなります。従来の貸付型の場合な

ら奨学金を受けることができた学生が、給付型に変わることで支援を受けられなくなるというのは、法案の理由中にある「憲法上の教育を受ける権利の実質的な保障」と矛盾することにはなりませんか。

また、彼らに対しての救済的措置の具体案はございますか。

(文部科学大臣)

お答えいたします。憲法14条では、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において」差別してはいけないと記載されているわけでありまして、能力による合理的区別をも禁止している訳ではありません。その上で、教育の権利について、憲法26条1項は「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。」と規定しており、教育は、能力による一定程度の区別を許容した上で、等しく与えられるものだと言うことができます。しかしながら、現状の制度では、非常に能力が優秀な者でも、返還義務のある貸与型の奨学金を受けるほかなく、卒業後の大きな負担になっており、教育を受ける権利の実質的保証がなされておられません。本法案の施行によって、JASSOの用意する奨学金を受けられる者が減ることは確かではありますが、前述しましたように、その区別は憲法上の理念に反するものではなく、むしろ合致するものであり、本法案の目的とも矛盾するものではありません。また、今現在、奨学金に関わる事業を実施している団体は日本学生支援機構の他に、地方公共団体、学校、公益法人など4000近い団体があります。奨学生数は171万人、奨学金事業額は1兆1535億円に上っております。機構の奨学金が給付型に移行するにあたり、民間の競争がより活発化し、学生にとって利便性も高まると考えています。今後はこれらの奨学金をさらに充実させることでこれらの問題をしっかりと解決していきたいと考えます。

※ 憲法や教育基本法上の「能力に応じて」の解釈を誤っている。憲法学や教育法学の基本的な文献すら参照していないような稚拙な議論である。

2-3、財務大臣にご質問いたします。

周知の通り、昨年度的一般会計予算案は約95.9兆円で、このうち歳出について見ると、国債の元利払いに充てられる費用（国債費）と地方交付税交付金等と社会保障関係費で歳出全体の7割以上を占めています。

また、現在日本が抱えている債務残高について、平成27年度政府案によりますとおよそ1035兆円。対GDP費としては205%となっております。

そこで、今回の法案によって施行される給付金の財源は一般財源から歳出されると存じますが、果たしてそのお金を捻出する余裕はあるのでしょうか。

加えて、東日本大震災や昨今の火山活動に対する対策を講じるための予算は一体どうなっているのでしょうか。個人的に気になります。ご説明願えますか。

※ 財務大臣はいないのに、事前通告通りの内容を違和感なく読んでいた。

(文部科学副大臣)

ここは文教科学委員会であります。質問の指名は的確にさせていただきたい。専門ではありませんが、我々文部科学省も国家予算に余裕が無いことはよく存じ上げております。しかしながら、教育の機会均等の実質の実現は福祉国家の要請するところであり、将来の日本の国益にもつながることから、予算の捻出をこうしてお願いするところであります。

※ 質問者にも問題はありますが、冒頭の部分は答弁者の対応としても問題がある。答弁内容も希薄であり、「申し訳ございませんが、私共には答弁する立場にございません」で済む内容である。

2-4、続けて財務大臣にご質問いたします。

今回の法案で平成〇年から給付型の奨学金制度が始まる訳ですが、1998年度の債務高553兆円と、先ほど私が申した平成27年度の債務高1035兆円から推測すると平成〇年には債務高が〇〇兆円になると考えられます。その時になっても尚、この法案を施行する余裕があるとお考えですか。

また、法案施行後、当然政府の財政は逼迫する訳ですが、それ移行も給付型奨学金受給者の人数を減らさずに続けていく保証とお考えがございませぬか。ご説明をよろしくお願ひします。

※ 当日まで具体的な数値が入られず、〇でごまかしている。

(文部科学大臣政務官)

質問には文部科学省として我々が答えられる範囲でお答えいたします。財務問題につきましては、現在、政府で一体となり歳入の拡大と歳出の縮小に努めており、平成32年(2020年)までに基礎的財政収支を黒字化することを目指しています。その過程において政府支出の選択が行われることとなりますが、本法案は国家の教育政策の理念実現の根幹をなすものであり、さらに民間では運営できない政府の役割を果たすものであることから、財源を割いて運営・維持する価値のあるものであると考えております。

2-5、受給対象について、3点質問です。

1つ、受給対象が「意欲ある」学生と述べられていますが、それを確実に測る尺度として成績を用いるということですか。2つ、それを尺度として用いることで妥当性はどの程度得られるとお考えですか。3つ目、意欲はあるが成績を上げることができない学生に対してはどうお考えですか。

(文部科学副大臣)

お答えいたします。まず一つ目の質問ですが、奨学金の受給対象者は「意欲のある優れた学生等」であり、その二つの条件の判断基準は明白に分離しているわけではないことを述べておきたいと思ひます。質問にあります通り、意欲ある学生を選考するための手段の一つとして成績を用いることとなりますが、それだけを基準にするわけではありませぬ。まず、従来と同じように、奨学金の申し込みは在学して

いる学校を通して行います。学生が学校へ必要書類を提出した後、インターネットで申込手続きを行います。その後、学校長から推薦された申込者について人物や学力、収入状況、健康状態などをとに本機構にて選考の上、予算の範囲内で採用を決定いたします。奨学金を給付にしてもこの採用方法に変更ございません。すなわち、我々が企業の就職活動のように面接を行うのではなく、実際に奨学金の受給を求める学生が生活をしている学校側にそれらの評価をしてもらい、それをとに機構が「総合的」に判断を行うということです。成績は生徒の意欲を見る客観的な指標として社会的にも広く認められており、また成績のみで選考される訳ではないため、妥当性は確保されていると考えています。

※ 「優れた」の部分で成績で、「意欲ある」の部分で面接でそれぞれはかるのであるが、そうした基本的な理解ができていないように思われる。

続いて「意欲はあるが成績を上げることができない学生に対してどうお考えか」という質問ですが、「どうお考えか」という言葉が抽象的なので『意欲はあるが成績を上げることができない学生に給付型奨学金を与えないことは妥当か?』という解釈でお答えいたします。本奨学金制度は、本法案13条1項に記載された「意欲のある優れた学生等であって経済的理由により修学に困難がある者」という理念をもとに設計されております。故にこの給付型奨学金は、成績に著しく問題のある生徒を基本的に対象外としております。その理由の一つとして意欲の有無を主観的に判断することの難しさがあります。奨学金の給付を公正なものとするには属人的な運用は避けるべきであり、成績という客観的な指標を用いて総合的に判断されます。また個人の能力に応じ奨学金の給付を行うことは、先述いたしましたように憲法26条や教育基本法4条1項及び3項の求めるところであります。

※ 「どうお考えか」の内容は、質疑の前段を考えれば当然にわかるはずで、それを「抽象的」というのは相手を挑発しているだけのように取られかねない。また、答弁内容も全く何を言っているのかわからない。「さほど優れていない」学生に関して質されているのに、「著しく問題のある」学生について述べるなど、相手の質問内容を全く踏まえていない。

※ そもそも憲法26条や教育基本法は、教育の機会均等が理念であるのに、「能力に応じ」の意味を曲解した判断を示している。

2-6、教育理念についてもう1点ご質問いたします。

今回の法案によって給付型奨学金の受給者は無償で教育を受けられることになりましたが、教育は本当に無償であるべきだとお考えですか。

私自身、慶應義塾大学医学部を卒業後、ある村で開業し、医者を営んでおりました。そして社会保障費によってお年寄りの方には無償で処方箋を渡していました。しかしある日、いつものようにとあるお年寄りに持病のための内服薬として処方箋を渡したところ、「タダの薬は効かない」と大声で怒鳴られ、その場で薬を踏み潰してゴミ箱に捨てられてしまいました。それ以来私の病院では1種類の薬につき一

律300円の薬代を頂くことにするとこういったことは起こらなくなりました。

話を戻しますと私の経験のように無償でなにかを与えるということについては事を行う前に1度よく考えてみる必要があると考えられます。これは処方箋に限ったことではなく、教育についても同様のことが言えるのではないのでしょうか。ご意見お聞かせ願います。

(文部科学大臣政務官)

お答えいたします。給付型奨学金と、教育が無償であるべきとする考え方に論理的な飛躍があるのでお答えしかねますが、我々政府は、義務教育は無償であるべきだと考えております。義務教育は、教育基本法5条2項においては「個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるもの」と規定されており、国家の繁栄の基礎的条件だといえます。そもそも、日本の義務教育の起源は、1872（明治5年）年に日本初の学校制度を定めた教育法令として導入された学制から始まった義務教育推進運動にあります。その当時は義務教育を推進しながらも授業料を徴収していたため、導入から23年後の明治1895年になっても就学率は61%程度であり、十分に普及しているとは言えない状況にありました。しかしながら、その後1900年に小学校令が全面的に改正され、尋常小学校の授業料が無料になってから、就学率は大幅に上昇しました。制度導入の1900年には80%を超え、1905年には96%まで上昇しました。すなわち、義務教育は授業料が無償であることによって初めてその理念を達成できるといえます。故に教育は無償であるべきなのです。

後者の病院の例に関しまして、質問の意図が理解しかねますのでお答えすることはできません。

※ 質問は「義務教育」について触れておらず、全くトンチンカンな答弁をしている。しかも冒頭で「論理の飛躍」と相手をバカにした態度を取っていて、しかも、そもそもの質問の趣旨を理解しない最悪の答弁である。政府らしい誠実さが少しも感じられない。

*** 注記**

この答弁集は、6月7日現在で通告された質問項目をもとに作成されています。その後の質問内容の変更は反映されていません。質疑内のコメント（※）は授業担当者が書き加えたものです。

資料⑧ 委員会における反対討論文

私はただいま議題となっております、独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案に対して反対の意見から討論を行います。

まず、第一に本法案を成立する重要性が小さいという点であります。本法案は、意欲ある優れた学生等であって経済的理由により就学に困難があるもの（以下、当該学生）に対する学資金を給付し、憲法上の教育を受ける権利を実質的に保証することを目的と記載されています。確かに、意欲があり、かつ優れた学生が経済的な理由により就学に困難をきたす事態は憲法26条に照らしても、その解決をしなければならぬ問題であり、行政によって適切な支援が必要であるといえます。

しかし、国家の予算決定にかかわる制度を構築する以上は、その政策により増加する支出と、新たな制度によって国民が得られる利益を比較衡量し、後者の利益が上回らなければ合理的な政策とは言えません。

本法案について検討いたしますと、当該学生の問題は奨学金の貸与制度により改善が見込まれるものであり、奨学金の給付に改める逼迫した必要性はないと思われます。当社会問題の最終目標は当該学生の修学を支援することであり、この目標は奨学金の貸与制度で達成出来るものであります。以上の理由により本法案の制度変更は合理的でないといえます。

そして、本法案の可決によって、行政による奨学金制度を利用できる学生がさらに限定される事態が危惧されます。現行の貸付型奨学金制度は、貸し付けた額の99.1%を回収している状況にあります。本制度は外部からの寄付金とともに、この回収された資金は制度を運営する重要な要素であります。

仮に本法案が採択され奨学金を貸付から給付に変更してしまいますと、回収率は当然、99%から0%に変化します。それらを国庫からの支出により賄うことも可能でしょうが、今後長期にわたり安定した多額の予算確保が必要であります。もしも本法案の施行によって奨学金の給付を受けることができる学生数が、現行制度によって利用可能な学生数よりも制限される場合は、それは憲法26条や教育基本法3条の趣旨に反する事態であります。被給付者数の維持と拡大が容易であるとはいえず、制度の長期的運営を検討すると、現行の貸与制度の方がより合理的で弊害が少ないと考えられます。

以上の理由により、私は本法案の実施に反対いたします。

資料⑨ 委員会における賛成討論文

私は改正法案の成立おめで党を代表致しまして、ただいま議題となっております「独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正に関する法律案」に対し、賛成の立場から討論を致します。

この法案が成立することで現在では家計の経済状況から進学を断念せざるを得ない優秀な学生が大学へ進学するための法規制が追いつくということは言うまでもないですが、それとともに基本的人権の教育を受ける権利を保障する一助にもなります。この法案は絶対に成立させなければなりません。

賛成する第一の理由は、これまで経済的理由から進学を断念していた学生を救済するための仕組みが設けられるということです。2010年2月に行われたあしなが育英会の調査によりますと、就職を希望している高校生の約50%が生活苦を理由に進学を断念しております。この法案の成立により、現状よりも学生が希望通り進学しやすい環境が整備されることと期待されます。我々は基本的人権として教育を受ける権利を保障されています。親の収入によって子の受ける教育に不平等が生じている現状を是正することができます。

第二に、給費とすることで学生が安心して学業に専念する環境を整えられるということです。現在最も利用されている無利子型奨学金はいくら長期返済が可能だとしても借金であることには変わりないのであり大学に進学することで将来に不安を抱えるようでは、社会や経済にとっても大きな損失となります。若者の安心を確保するためにも給費による奨学金は不可欠であると考えます。

第三に、我が国の公財政支出における教育費割合を是正することが出来ます。OECDによれば2010年次の日本の公財政支出に占める教育費の割合は9.3%で、加盟32カ国中31位と非常に低い状況であります。この法案を可決させることで第2期教育振興計画にもありましたように諸外国の水準に近づくことができます。

以上の理由から本法律案に強く賛成することを表明し、討論と致します。ありがとうございました。

資料⑩ 附帯決議案

私はただいま可決されました「独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案」に対し、改正法案の成立おめで党及び日本楽単を守る会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は本法の施行にあたり、次の事項について適切な措置を講じその運用にあたっては万全を期すべきである。

- 一 新たな奨学金制度維持のため財源を最優先に確保して、国民の理解を得ながら適宜必要な措置をとるよう努めること
- 二 貸与型奨学金の返済に困窮する者に対し、軽減措置またその他支援策の拡充・改善により一層努めること
- 三 給付型奨学金の支給対象とならない学生に対しても就学機会が奪われないようにするため、地方公共団体や民間企業等と連携し官民一体となって適切な措置をとるよう努めること

右決議する

何卒皆様のご賛同を賜わらんことをお願い申し上げます。

資料⑭ 本会議における反対討論文（1）

私は、ただいま議題となっております「独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案」に対し、反対の立場から討論をします。

この法案が、矛盾に満ちた欠陥法案であることは、すでに委員会質疑において明らかにされてきたということは、強調し過ぎることはないでしょう。非常に危険な法案なのです。

第一に、格差拡大の問題であります。この法案によりますと、確かにごく一部の学生が給費により教育を受けることができますのでありますが、ほとんどの学生は公的援助を受けられなくなり、進学をあきらめるか、民間のローンでさらに重い負担を抱えるか、あるいは在学中もアルバイト漬けで学業に専念できないということになり、持てる者と持たざる者との経済格差はますますひろがることでしょう。しかも、既に多額の奨学金を負債に持つ方々の負担は何ら軽減されないのです。

第二に、仮に給費を受けられるとしても、日本学生支援機構の収入がもっぱら国費に頼る構造となっており、財政状況が厳しい現在の状況に鑑みると、量も質も限られた奨学金とならざるを得ません。機構の収支を支えているのは、コツコツと働いて奨学金を返還してくれている多くの社会人です。そうした社会の助け合いの構造をぶち壊しにして、税金だけに運営を頼ろうとするのは、責任ある政権与党の考えることとは思えません。

第三に、日本人学生を軽視する一方で、外国人留学生を厚遇する政府の姿勢に問題があります。特に、国費留学生は旅費や授業料とは別に毎月10万円以上の奨学金が支給され、まるで国賓待遇です。それが特定の国に偏っており、その審査もかなりいい加減であることが報道によって明らかになっています。また、文科省は留学生の数を水増しするため、日本語学校の在校生も留学生にカウントして、予算獲得のためになりふり構わない姿勢をみせています。教育が政治と行政の食い物にされているのです。

以上の理由から本法律案に反対することを表明し、討論といたします。ありがとうございました。

資料⑮ 本会議における賛成討論文（1）

私は、ただいま議題となっております、独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案に対して賛成の立場から討論を行います。

まず、第一に低所得者層が大学等に進学をしにくいという実態について指摘します。大学生の子供を持つ親の教育費負担は、国立大学かつ自宅通学の場合でも105万円、私立大学かつ下宿通学だと249万円となっています。この負担は非常に大きく、低所得者層が大学等に進学しにくい状況となっています。事実、全国の高校を対象とした調査によると、希望進路の変更・断念をする原因として学費や入学後の費用を挙げた回答は76.3%を占め、学力を理由とした回答と共にトップとなっています。さらに、高校生保護者調査2012によると、成績上位者であっても低所得者層の進学率は高所得者層と1.5倍に近い格差がみられます。このことから、仮に優秀であっても経済的理由によって進学を諦めている者が一定数みられることがわかります。

第二に、現状の奨学金制度の問題点を挙げます。この奨学金制度は学生等に対して学資の貸与を行うものであり、貸与された学資は学生等が卒業後に返済する制度であります。しかし、貸与された奨学金のうち687億円が延滞未回収額となっており、このうち延滞8年以上の部分が313億円と半分近くを占めています。延滞が継続している理由は本人の低所得が47.8%とトップとなっています。加えて、本人の年収が200万円未満の者については71.4%が延滞しています。このように奨学金を借りたものの、所得水準が低いために返済できないという構造が見られます。また、返済はできているものの、奨学金の返済に追われた生活を強いられている層が存在することも予想されます。事実、高等教育機関を卒業した者のうち約3割の者が年収300万円を下回る状況であり、高等教育機関を卒業したとしても、容易に奨学金を返済できるとはいえません。

第三に、代替案の問題点について指摘します。経済的理由によらない教育の機会均等は、高等教育機関の学費を下げる、または無償化することによっても可能です。しかし、大学について述べれば、775校中603校が私立大学であり、日本の高等教育機関の多くが私立であります。私立大学はそれぞれに学費を設定していますので、学費を引き下げするのは難しいといえます。また、学費を無償化するという案については、奨学金の給付と比べてはるかに多くの予算を必要とします。さらに、教育機会の均等を目的として考えた場合、奨学金給付に比べてアクセスが十分にある高所得者層も射程としてしまい、予算の無駄が発生してしまいます。この点から無償化案は合意形成が難しいと予想されます。

このように、低所得者層は経済的理由によって高等教育への機会は制限されてい

るということがいえます。また、この問題を解決するための奨学金制度も問題を抱えていることがわかりました。さらに教育の機会均等を保障するために考える代案には実行可能性の観点から有力とは考え難いということがわかります。

日本国憲法には「すべての国民はその能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」ことを明記されております。またこの規定を受け、教育基本法においては「能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学が困難な者に対して奨学の措置を講じなければならない。」とされています。加えて1978年に我が国が署名した社会権規約においても、13条において高等教育を受ける機会均等を求めています。これらは全て経済的理由によらない教育機会均等への施策、すなわち奨学金の給付制度を強く要請するものであります。

以上、本法案に賛成すべき理由を述べまして私の討論を終わります。

資料⑩ 本会議における反対討論文（2）

私は、ただいま議題となっております「独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案」に対し、断固反対の立場から討論を行います。

等しく教育を受ける権利は、憲法が保障する基本的人権であり、奨学金はそれを実現するために不可欠な制度です。今回の法案は、それを貸与制から給費制に変えようとするもので、一見すると教育の機会を手厚く保障しようとするように思えます。しかしながら、その恩恵を受けられるのはごく限られた人だけであり、学習意欲があっても経済的に恵まれない多くの人々は進学をあきらめざるを得ないようになる仕組みなのです。まさに絵に描いた餅で、「最低でも県外」などと実現不可能なマニフェストを掲げた政治の悪夢がよみがえってきます。

確かに、現行の奨学金は返済義務があり、就職しても身分が不安定であったり、給料が安かったりして、家計に大きな負担となつてのしかかります。それが結婚や出産、自宅購入をあきらめる要因になることも否定できません。しかし、財源は無尽蔵に出てくる訳ではありません。1000兆円もの借金を抱えるわが国の財政状況にあって、すべてを国庫で賄う状況にないことは明らかです。この法案は給費制を導入して適用対象を絞り、財政負担を軽減しようというもので、奨学金を宝くじのように変えてしまうことでしょう。これでは格差が拡大するのを止めることはできません。

そもそも、貸与制にする意義は、世代間の助け合いをするという共助の循環を作り出す社会連帯の精神にあります。もちろん、滞納額や滞納者が増えているのは事実です。しかし、平成25年度の無延滞債権の回収率は実に99.2%に上っており、期日を過ぎてしまった方の分でも、当年度に限れば65%以上の回収を実現しています。それをさらに過ぎるとかなり回収率が下がることは事実ですが、そこに至る前にかなりの方がきちんと返済をして、教育の機会確保に貢献されていることがわかります。未回収の延滞金が過去最高になったと政府は説明していますが、奨学金全体の規模が増大しているのですから、これは当然と言えるでしょう。政府の説明は、針小棒大に貸与制の欠点ばかりを強調しており、これは結論ありきの不適切なものと言わざるを得ません。

また、第二種奨学金が延滞者を増やしたかのような説明がなされていますが、実態は異なります。平成25年度の第1種奨学金の要回収額は、2346億4207万円で、そのうち延滞分は507億3389万円でありました。これに対して、第2種奨学金要回収額は、3231億2603万円で、そのうち延滞分は386億4578万円と、第2種の要回収額

の方が絶対的に多いのに延滞額はむしろ第1種より少ないのです。さらに、回収率でいうと、第1種の78.1%に対して、第2種が86.3%と、極めて優良な債権になっていることがわかります。官僚が作った数字のトリックに騙されてはならないのです。

巷には、奨学金事業が悪質な金貸しであると吹聴する言説が出回っていますが、もう少し冷静に数字を見るべきです。確かに第2種奨学金の金利として3%が設定されていますが、これはあくまでも上限であって変動利率の場合が現在0.3%前後、固定利率でも1%台です。今どき、この利率で教育ローンが組める金融機関は存在しません。しかもそれを20年間という長期間で返済すればよく、月に10万円の奨学金を4年間借りたとしても、0.3%の金利であれば返済の負担は月2万円に抑えられます。奨学金を批判する人たちは、こうした数字の比較を適切に行っていません。もちろん2万円でも新入社員には大きな負担となるでしょう。しかし、月に2万円の負担ができるような仕事に就けるように若者を支援するのが政治の役割ではないでしょうか。政府の姿勢は本末転倒と言わざるを得ません。若者の希望を奪うこの法案は、断固として廃案にしなければなりません。

近年、インターネット上で特に右傾化が見られるところですが、そうしたネットウヨと呼ばれる人々は、「勉強する気もない人間に金を貸すな」というそうです。しかし、それは法案の成立による悪影響を考慮しない「情報弱者」ならでの視点と言わざるを得ません。アメリカでは、軍隊が学費を負担するということで、多くの若者が大学に通い、そして中東などへ派兵され命を落としています。現在の奨学金はそうしたことを防ぐためのセーフティーネットなのです。

法案の立案者は、新自由主義の思想のもとで、人間を使い捨ての労働力のように扱う経済優先の国家を作ろうと国民を欺こうとしています。是非とも、これを廃案とし、今一度、真に国民のためになるような制度を作っていこうではありませんか。与党議員の皆さんにも呼びかけたい。参議院の良識を示すときではありませんか。

以上の理由から本法律案に反対することを表明し、討論いたします。ありがとうございました。

資料⑰ 本会議における賛成討論文（2）

私は、ただいま議題となっております「独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案」に、賛成の立場から討論を行います。

まず、第一に、本法案の最も評価されるべき点は、本来ならすべての者が平等に享受すべき個人のかげがえのない権利である「教育を受ける権利」に関して、経済的困難者はないがしろにされてきた、という現実を打破できる点にあります。

憲法26条の「教育を受ける権利」を平等に保障するために、教育基本法は、4条で「教育の機会平等」の根幹として、無償教育の経済的困難者に対する優先的適用を定め、「経済的地位によって、差別されない」、「国及び地方公共団体は、経済的理由によって修学が困難なものに対して、奨学の方法を講じなければならない」と規定しています。「奨学の方法」とは、修学奨励の総合的な対策を意味していて、本法案の示す給付型の奨学金制度も含まれる、と考えられます。しかし、公的には貸与型の奨学金しか存在しない現状は、この規定は空文化している、と言わざるを得ません。つまり、給付型の奨学金を定めた本法案を実現させることは、憲法上すべての国民に保障されている「教育を受ける権利」を実現するための大きな一歩となるのです。

第二に、積極的に教育費を公的に負担することは、教育の性質にかなっていると言えます。教育の成果は、社会の各分野の利益や発展のため、そして社会の難題解決のために生かされるものであり、そのような公益は、公費のよる負担こそふさわしい、と考えられます。しかし、2014年の統計では、子ども1人あたりの公財政教育支出の対GDP比は、高等教育段階でOECD各国平均が37.6%であるのに比べて、日本は26.2%とOECD加盟国の中でも最低水準となっています。ユネスコ「21世紀に向けての高等教育世界宣言—展望と行動」は、人権・民主主義・平和・持続的発展など累積する人類的難題の解決のため、教育を最優先事項とし、「21世紀は教育により決定される」と述べています。教育は人類の未来を創造するものであり、その費用を負担することは、社会の当然の義務であると言えます。

第三に、本法案は経済的困難者の教育私費負担を減らすことで、親の教育に対する負担意識をなくし、少子化を解決へと導きます。3歳から21歳までの在学者1人の教育費の合計は、国公立大学コースで1170万円、私立学校コースでは、2827万円になります。これに養育費を加えると、それぞれ、3687万円、5244万円になります。例えば、私立大学の教育費は家計消費支出の約6割、7ヶ月分に相当するなど、教育費は家庭を圧迫しています。高い教育費負担は負担意識となり、少子化の主たる

岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡・手塚崇聡

原因となっているのです。つまり、本法案で、給付型奨学金の設立を実現させることで、少子化を食い止め、日本経済を活性化させることも可能となるのです。

このように、本法案は、国が積極的に教育費を負担する、公的な給付型奨学金を設立し、経済的困難者にも平等に「教育を受ける権利」を保障することで、教育の機会平等を実現し、さらには少子化解決の糸口にもなるという点で、傑出していると言えます。

以上、本法案に賛成する理由を述べまして、私の討論を終わります。

資料⑱ 本会議における反対討論文（3）

私は、ただいま議題となっております「独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案」に反対の立場から討論を行います。

まず第一に本法案の最大の問題点は学資金、所謂「奨学金」と呼ばれるものに関して返済の義務を撤廃することにあります。すなわち、奨学金を完全に学業支援のための給付金としてしまう事にあります。なぜならば、貸与金にしる給付金にしる、その奨学金はまず現金のまま学生（ないしはその世帯）に配布されます。そしてその奨学金をどう使うかは受け取った者に委ねられます。

つまり、奨学金がいかに使われているかは、もっと言えば貸与にせよ給付にせよ制度の目的である学業支援に使われているという保証はどこにもありません。貸与であれば返済の義務があり、あくまで「借入金」として考えれば、例え制度の目的とたがえる使用をされても返済行われれば良しと出来るでしょう。

しかし、給付金として渡したとして、それが学業支援の名目から外れる様な使用がなされた時、そのお金は帰ってこないわけでありますから機構の存在意義、及び制度の趣旨から離れることとなります。

そして第二に、奨学金というものはそもそも本人の学業に対する熱意を手助けするものであり、学業優秀者に対する賞金、ないしは経済的困窮者に支給される生活保護とは性質を異にするものです。いくら経済的に学費が払えないと言っても貸与ではなく給付となつてはその学費に対する責任感というものが損なう恐れがあります。

そして第三の理由として、今回の法案が改正される理由として「意欲のある優れた学生等であつて経済的理由により就学に困難がある者に対する学資金を給付し、憲法上の教育を受ける権利を実質的に保障するため」と述べられていますが、学資金を受け取るときと返済時では状況が違うという事を理解しなければなりません。借り手の時は学生であり収入が無い状況であるとしみます。しかし返済時は就職し収入があることを想定して制度が作られています。

つまり、貸与金であっても必要な時に受け取れば十分に就学することは可能であり、また返済が困難な状況に受給したものが陥った場合に置いても、返済に猶予を持たせたり、そもそも利子は無い、ないしは低金利であること、またさまざまに理由があるとすれば、例えば何年以内に返済すれば借用の7割を返済するだけで良しとする、という風な制度にすれば十分に今回の改正案の理由を満たせるものであるので、給付型にするという今法案には反対する次第であります。

岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡・手塚崇聡

(本学大学院法務研究科教授)

(立正大学法学部准教授)

(千葉大学大学院専門法務研究科准教授)

(慶應義塾大学大学院法務研究科准教授)

(中京大学国際教養学部准教授)